



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	満州事変以後の為替相場と物価
Author(s)	浅田, 政広
Citation	北海道大學 經濟學研究, 24(1), 225-263
Issue Date	1974-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31282
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(1)_P225-263.pdf



満州事変以後の為替相場と物価

浅 田 政 広

I はじめに

II 満州事変以後の為替相場

1 支払差額面からの分析

2 貨幣価値面からの分析

3 小 括

III 満州事変以後の物価

1 猪俣津南雄氏の「為替インフレーション論」批判

2 小野朝男教授の「為替インフレーション論」批判

IV むすびに代えて

I はじめに

いわゆる15年戦争（太平洋戦争）の起点になった満州事変の勃発（1931年9月18日）および英国の金本位制停止（同年9月21日）は大量の円売・ドル買，巨額の正貨流出を生ぜしめ，井上緊縮財政（金解禁政策）をして一挙にその破綻に追い込んでしまった。

同年（昭和6）年12月13日，犬養内閣の蔵相となった高橋是清は即日金輸出を再禁止し，その4日後には日本銀行券の金兌換を停止した。ここに，前井上財政とは全く対蹠的な高橋の財政政策が展開し始めるのである。

高橋財政期（1931—36）の分析はその後の準戦時・戦時財政期の分析と並んで，日本資本主義論，国家独占資本主義論，「管理通貨制度」論，等々にとって，とくに重要な意義を有するものであることは，明らかである。しかしながら，もとより，この期の全面的分析は未だその力量に余りあるので，当面，本稿では為替相場と物価の側面から細やかな分析を試みることを目的とする。

また、このことは現代国際通貨危機解明のため1つの前提的理論的作業となるものでもある。

Ⅱ 満州事変以後の為替相場

日本帝国主義が世界大恐慌からの突破口を満州事変に見出したその三日後の1931年9月21日、イギリス帝国主義は金の買却を停止し、ここに再建金本位制の世界的崩壊＝いわゆる「管理通貨制度」の世界的成立過程が開始されるのであるが、このイギリスの金本位停止によって生じたポンド為替の騰貴（外貨建）は、当然にもイギリス綿製品の輸出力に寄与し、そのことは当時の日本の代表的産業であった紡績産業をして恐怖せしめた。そこで、大量のドル買、正貨流出を直接的契機とした金輸出再禁止が実施され、以後、為替相場はその低落（外貨建）するに任せられたと考えられる。すなわち、この間のロンドン宛為替相場（最低）は、昭和6年前半まではほぼ平価に近い2シリング0ペンス $\frac{3}{4}$ で安定していたにも拘らず、イギリスが金本位を停止した9月には突如として、2シリング7ペンスの昂騰を示し、騰勢は日本が金再禁した12月の3シリング0ペンス $\frac{1}{4}$ まで続くのである。だが、金再禁後は目に見えて下落し、翌7年1月には2シリング1ペンス $\frac{1}{2}$ そして3月には前年を下回る1シリング10ペンス $\frac{3}{4}$ まで下落し、以後、この下落傾向は昭和8年に入って1シリング2ペンス台に落着くまで強まってゆくのである。

金再禁以後の為替相場の下落は実に凄まじく、これをまた対米為替相場で見ると、ほぼ1年余の間に、最高49. $\frac{3}{4}$ ドルから最低20ドルまでに実に約60%も暴落したのである。（表1参照）

このような甚だしい低為替現出の原因は何であったのか。この解明が本章の課題である。

1 支払差額面からの分析

為替相場の変動をみる場合、リカードーの如き、「実質的为替相場と名目的为替相場とを同一視¹⁾」する立場を排し、両者を厳然と区別する必要がある。マルクスは実質的为替相場として「一時的な支払差額によって」規定さ

表1 対英および対米為替相場

ロンドン宛				ニューヨーク宛			
昭和	年 月	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均
6.	5	2.00 3/8	2.00 3/8	2.00 3/8	49 3/8	49 3/8	49 3/8
	6	"	2.00 5/16	2.00 5/16	"	"	"
	7	2.00 7/16	2.00 3/8	2.00 3/8	"	"	"
	8	2.00 3/8	"	"	"	"	"
	9	2.07 —	2.05 1/4	2.01 11/16	"	"	"
	10	2.06 3/8	2.06 3/16	2.05 5/8	"	"	"
	11	2 09 7/16	2.10 11/16	2.07 5/16	"	"	"
	12	3.00 1/4	1.11 15/16	2.11 7/16	"	"	"
7.	1	2.01 1/2	1.09 5/16	2.00 15/16	37 —	34 —	35 3/4
	2	2.00 3/4	1.08 —	1.11 11/16	35 3/4	31 —	34 1/8
	3	1.10 3/8	1.08 5/8	1.09 3/16	33 3/8	31 —	32 —
	4	1.09 1/8	1.08 1/4	1.08 15/16	33 1/8	32 1/4	32 3/4
	5	1.09 9/16	1.08 1/4	1.08 13/16	33 —	31 —	31 7/8
	6	1.09 1/4	1.05 9/16	1.07 7/8	32 3/4	26 1/2	30 1/4
	7	1.06 13/16	1.06 —	1.06 1/2	27 3/4	27 —	27 3/8
	8	1.06 3/4	1.03 3/8	1.05 —	27 1/2	22 1/4	24 3/4
	9	1.04 3/4	1.03 9/16	1.04 1/4	24 1/4	22 1/2	23 1/2
	10	"	1.03 11/16	1.04 3/8	24 1/8	21 1/2	23 1/4
	11	1.03 5/8	1.02 3/4	1.03 1/8	21 1/4	20 —	20 3/4
	12	1.03 3/8	1.02 7/8	"	21 3/8	"	"
8.	1	1.02 15/16	1.02 5/8	1.02 3/4	21 1/8	20 1/2	"
	2	1.02 13/16	1.02 3/16	1.02 9/16	21 1/4	20 1/4	"
	3	1.02 7/8	1.02 5/16	"	"	20 5/8	21 1/8
	4	"	1.02 3/8	1.02 11/16	23 1/2	21 1/4	21 3/4
	5	1.02 1/2	"	1.02 3/8	24 1/8	23 1/4	23 5/8
	6	"	1.02 1/2	1.02 1/2	26 1/2	24 1/8	25 —

(備考) 1. 平価はロンドン宛 1円 = 2 シリング 0 ペンス 582. ニューヨーク宛 100 円 = 49ドル845。

2. 昭和7年1月以降は日本銀行調市中相場。

3. 『金融事項参考書』昭和8年調, 44頁より。

4. なお、『東洋経済経済年鑑』では, 昭和7年11月の対米市中為替相場は, 20ドルを割り, 19%ドルになっている

れるところの為替相場をあげ、名目的為替相場として「一国における貨幣の価値減少によって」規定される為替相場をあげている。²⁾

われわれは、このマルクスの区別に従って、この間の為替相場下落の原因を調べてゆくことにしよう。

先ず支払差額の面を国際収支についてみるならば、次表の如くである。³⁾

表2 国際収支(百万円)

昭和年	貿易収支			貿易外収支			計
	輸出	輸入	出入(△)超	輸出	輸入	受払(△)超	出入(△)超
6	1147	1236	△ 89	886	1035	△ 149	△ 238
7	1410	1431	△ 21	772	770	2	△ 19
8	1861	1917	△ 56	987	898	89	33
9	2172	2283	△ 111	1100	1091	9	△ 102

(備考) 『昭和11年本邦経済統計』日本銀行調査局、76頁、92頁より作成。

見られるとおり、収支尻は6年の238百万円から19百万円へとその支払超を激減し、8年には33百万円の受取超を現出するなど、この期(6～8年)好転していることは明らかである。しかし、好転とはいえ、7年は未だ入超であり、この点から為替相場の下落が一応、説明できそうである。だが、国際収支の著しい改善のあったことは、前述のような7年1月以降の激しい為替下落をひきおこすとは考えられない。むしろ逆に、収支好転は為替下落の激化を食いとめる役割を果たすであろう。

そこで、7年の収支について、今少し詳しく見る必要がある。貿易外収支は受取超過を示しているので、これを除外し、貿易収支についてその状況を当時の日本銀行調査月報によって見るならば、次の通りである。

「外国貿易の実績亦為替安に刺戟されて輸出商談近來の盛況を呈したる為め著しく好調裡に推移せり、尤も上半季中に於ては為替先安見越人氣濃厚なりし折柄、棉花を首め羊毛其の他一般輸入商品に対する買氣旺盛を極めたる外、関税引上見越人氣濃化して小麦、鉄、木材、其の他化学工業品類に対する買氣盛なりし為め、相俟て輸入連月巨額に上り、上季中全国累計八億七千三百万円と昨年同季に比し一億三千四百万円を激増、一方輸出方面は海外情勢の不況、支那問題の紛糾等に累せられて五億七千二

百万円と昨年より却て二千万円の減少を示せり、旁々輸入超過額は三億円と昨年同期の倍額以上に激増し、再禁止に伴い多少の好転を予期せる世上一部の期待に尠からず背馳するの結果に終れり。然るに上季末以降為替相場の低落愈々急を告ぐるに及び、海外市況亦幾分見直すに至りて輸出商談益々活況を呈し、海外諸国殊に英領、蘭領印度、濠州を首め東部亞弗利加、埃及方面よりの買気も加わり、綿布、絹・人絹織物、生糸等を主なるものとして下季中輸出来計八億八千四百万円と前年に較べ二億九千八百万円を激増せり、比間輸入は思惑輸入の一巡、輸入品価額昂騰旁々買気漸次抑制されたる等に六億五千万円と七千万円の増加に過ぎざりし為め結局輸出超過額二億三千三百万円に上りたり、斯くて為替低落の影響下季に入り漸く顕現されしものゝ如く、年初来の輸入超過額も之が為め前年の一億四千万円に対し六千七百万円と半減するの好結果に終りたり。」

すなわち、7年上半期に於ては、為替の先安見越による思惑輸入が圧倒的に多く、入超額は前年同期の実に二倍以上にのぼったのである。このことから、上半期における為替相場の下落は、一応根拠あるものとしてうなづける。しかし、下半期に於ては思惑輸入も一巡し、海外市況が活気を呈したこともあって輸出が激増、前半期の入超転じて、出超を現出したのみならず、次表から明らかな如く、その出超は前年同期の実にほぼ十倍を示しているのである。

表3 七年度外国貿易(百万円)

	輸 出		輸 入		輸出入(△)	
	七 年	対 前 年	七 年	対 前 年	七 年	六 年
1—3月	252	— 41	411	+ 80	△ 159	△ 37
4—6月	298	+ 14	406	+ 45	△ 108	△ 76
上 半 期	551	— 27	817	+ 125	△ 267	△ 113
7—9月	388	+ 76	237	— 38	151	37
10—12月	471	+ 213	378	+ 108	93	△ 12
下 半 期	859	+ 290	615	+ 70	244	25
年 計	1410	+ 263	1431	+ 196	△ 21	△ 89

(備考) 『日本経済年報』第11輯、166頁より作成。

したがって、下半期に於てはその実勢からみて、為替相場は下落ではなく、むしろ逆に騰貴しなければならないはずである。だが、事實はそうではなかったし、また、為替下落の進展の速度がこの実勢を反映して、いくらかでも緩まったかという点、必らずしもそうではなく、逆に速くなっている。たとえば、対米為替相場の平均でこれを見るならば、上半期は7月1日の35,777ドルから6月の30,298ドルへ5,479ドルの下落であるのに対し、下半期は7月の27,372ドルから12月の20,699ドルへ6,673ドルの下落というふうに速まってきているのである。

こうした支払差額の動きとは全く反対の様相を呈している為替相場の下落は、やはり、実勢を反映したと言うことはできないかの如く思われる。だが、このことについて、もう少し深く考察してみる必要がある。

この点に関して、高橋蔵相は昭和8年2月16日、第64回帝國議會衆議院における外国為替管理法案の提案理由説明の中で、次のように述べている。

「本邦ノ對外為替相場ハ、一昨年来金輸出ノ再禁止以來漸次低落シテ、昨年十一月以來遂ニ対米二十弗マデニ至リマシタ、為替相場ノ斯ノ如キ低落ハ、我が國際貸借ノ現状ニ照シテ、其實勢ニ副ハザルモノト言ハネバナリマセヌ、是ハ主トシテ現下ノ國際關係ノ不安ト、通貨増発ノ懸念等ヲ多分ニ織込ミタル一種ノ人氣相場デアリマシテシ何等ノ対策モ講ゼズ、之ヲ各人ノ自由ニ放任シテ置キマシタナラバ、資本ノ外國逃避ト、円ニ對スル内外ノ思惑トニ依リ、為替相場ノ低落動搖ハ、今ハヨリ遙ニ甚シカツタノデハナイカト考ヘルノデアリマス、幸ニシテ曩ニ第六十二議會ノ御協賛ヲ經テ、昨年七月ヨリ施行致シタル資本逃避防止法ガ、能ク其効果ヲ奏シ、資本ノ國外逃避ヨリ生ズベキ惡影響ヲ今日ノ程度ニ阻止シ得タコトハ、邦家ノ為メ慶ブベキコトト信ジテ居ル次第デアリマス」

すなわち、為替相場の下落はまさしく激甚たるものであって、そのことは實際、「我が國際貸借ノ現状ニ照シテ、其實勢ニ副ハザルモノ」に他ならなかった、というわけである。

昭和7年7月1日より「資本逃避防止法」がかかる為替下落の阻止を一つの目的として施行されたが、それに到る直前まで高橋是清は「特に人為的工作を加へずとも、國際収支の出合により、自然に国力相当の位置に落着く

だろう」と考えていた。⁹⁾だが、為替相場は一向に「落着き」を見せず、その落勢は強まるばかりであったので、ようやく高橋も為替管理の必要を認めるに至ったが、しかし、その実行に於ては極めて「慎重」であった。その慎重ぶりの結果として、本格的な為替管理である「外国為替管理法」制定の前に「資本逃避防止法」が制定されるのだが、それはまた、多くの「欠陥」を有していたものであった。こうした点について、当時の日銀副総裁深井英五は次のように語っている。

「其の間為替相場は動揺裡に急激の落調を示し、対米四十弗台を割ったのは金輸再禁止直後で、昭和七年上半季中最低二十六弗二分の一まで下がった。高橋大蔵大臣は此の実勢に鑑みて為替管理の必要なることを認めたが、此の点に於ても実行は頗る慎重に漸進的であった。即ち先ず制定されたのは資本逃避防止法で、資本逃避の取締に関する限り政府は広汎なる権限の委任を受けた。それは昭和七年七月一日から施行されたが、省令による実際の取締には権限の小部分を行使したのみである。成るべく取引の自由を制限せず、為替業者及び一般の自粛に待つと云う趣旨であった。それで露骨の資本逃避は抑えられたが、脱け道は多くあって、為替相場の落調は止まない。」

その「脱け道」とは、商品形態での資本輸出である無為替輸出を筆頭に、為替先物予約内外公社債の輸出等による資本輸出＝資本逃避であった。そうした「脱け道」と相俟って、また大連マーチャントを中心とする投機も阻止することができなかったため、為替の暴落過程を押し止めることはできなかったのである。したがって、高橋が外国為替管理法案の提案理由説明の中で述べているのとは全く逆に資本逃避防止法が「能ク其効果ヲ奏シ」得た、とはとても言えないであろうし、その効果があまり見られなかったからこそ、直接的な管理強化である「外国為替管理法」を制定するに至ったのである。

それはともかく、ここで重要なことは、「資本逃避防止法」がいわばザル法であり、多くの形態を変えての資本逃避は、これを決して防止できなかったという事実にはかならず、この点は充分、注目しておかねばならない。すなわち、先程もみたように、四半期とか半期毎に区切ってみた場合、確かに貿易の実勢を反映していないと言えるのではあるが、支払差額とはただちに決済されねばならぬところの「一時的な」ものであるのだから、ここで述べ

ているような資本逃避という事態が盛んになされている状況の下では、まさにそれを忠実に反映して為替相場は下落しているのだ、と考えられるのである。

そして、この時の為替相場の性質は、その下落の原因がこうした投機的・思惑的なものであれば、勿論、実質的なものといわなければならないであろう。

- 1) マルクス『経済学批判要綱』高木幸二郎監訳第Ⅳ分冊867頁、大月書店。
- 2) 同『資本論』第3巻、長谷部文雄訳、河出書房『世界の大思想21』124頁。
- 3) 「一時的な支払差額」とは国際収支をそのままさすものではない。両者は区別されるべきで、それは次の叙述から明らかである。「支払差額は一定の時に支払われるべき貿易差額だということによって、貿易差額から区別される」(『資本論』長谷部訳同上書、67頁)「支払差額——ただちに決済されねばならぬ満期となった諸支払の差額」(同上書、46頁)

ここでは便宜上、支払差額を国際収支についてみているが、この違いを認識しておくことは重要である。

- 4) 日銀調査局編『日本金融史資料』昭和編、第7巻、820頁。
- 5) 日銀調査局編『日本金融史資料』昭和編、第15巻、21—22頁。
- 6) 深井英五『回顧70年』岩波書店、昭和17年2月第2刷、275頁。
- 7) 同上書、276—277頁。

2 貨幣価値面からの分析

昭和7年の為替相場下落は投機的・思惑的要因に基づくものであると思われるが、この点についてもう少し深めてみることにしよう。

高橋是清は前記、外国為替管理法案提案理由説明の中で、為替下落の原因を「現下ノ国際関係ノ不安」と「通貨増発ノ懸念」に求めていた。また、その二日後の外国為替管理法案委員会に於て、政府側答弁に立った大蔵省理財局長富田勇太郎は更に詳しく述べ、高橋の掲げた原因に加えて、円相場下落を見越しての輸入為替の取極めの非常な先走り・輸出為替の取組の非常な遅れ¹⁾をあげている。

ここで先ず、高橋が述べている「国際関係ノ不安」とは何か。それは言うまでもなく、満州事変に端を発する一連の日本軍部の侵略的行動をきっかけ

とした対列強とりわけ対米関係の緊張化の進展をさす。満州事変、上海事変（昭和7年1月）、熱河問題（同年7月）、「満州国」承認問題等々は、海外における円の信用（＝「政府にたいする信用」）を失なわしめるには十分な素材であった。こうした軍事的行動に基づく「不安」は「国際関係」のみならず、国内的にも存した。それは5・15事件の勃発、8月の首相暗殺陰謀事件、11月の第2次陰謀事件の発覚等である。これら一連のファッショ的事件はそのいずれもが「娘の身売り」に象徴的に示されるところの農村恐慌の深刻化と結びついており、こうした諸事件は社会不安をますます高め、したがって為替不安をも更に昂じさせるものであった。

このような国内および「国際関係ノ不安」は次にみる「通貨増発ノ懸念」と密接なかかわりあいをもっている。

「通貨増発ノ懸念」は、ただ単に文字通りの不安にしかすぎなかったのか、それとも、その「懸念」は根拠あるものであったのか、先ず実際の歳出規模はどうであったかをみておくことにしよう。

今、この間の一般会計歳出額をその決算においてみるならば、総額は昭和6年度の14億8千万円から翌7年度には19億5千万円へとほぼ4億7千万円を増加している。この間、経常部は11億1千万円から11億8千万円への微増に対し、臨時部は3億7千万円から7億7千万円へと倍額以上の増大を示していることから、この期の歳出額増大の原因が臨時部にあったことは明らかである。（下表参照）

表4 一般会計歳出・決算（百万円）

昭和 年	総 額	経 常 部	臨 時 部
6	1477	1112	365
7	1950	1183	767

（備考） 内閣統計局編『第54回日本帝国統計年鑑』より作成。

そこで更に、臨時部歳出の所管別内訳を見るならば、次表の如くである。

表5 臨時部歳出(百万円)

昭和 年	外 務	内 務	大 蔵	陸 軍	海 軍	司 法	文 部	農 林	商 工	通 信	拓 務
6	8	93	16	64	88	1	8	27	6	32	23
7	20	170	15	225	172	1	20	71	7	41	24
増 加 額	12	77	-1	161	84	0	12	44	1	9	1
増加率(%)	143	83	-2	253	93	18	150	165	18	31	3

(備考) 1. 内閣統計局編『第54回日本帝国統計年鑑』349頁より作成。

2. 増加率は、単位千円でもとめたもの。

表からも明らかな通り、その額に於ても、増加率に於ても、著しく目立って増大しているものは陸軍省、海軍省、内務省、農林省であり、とりわけ前二者が激しい。

何がこのような財政の急膨張をもたらしたのか、各省所管毎に更にその細目を見てゆくことにしよう。先ず、陸軍省および海軍省。(表6参照)

見られるように、昭和7年の海軍省費において「満州事件費」は総額の45.9%を占め、他の項目とりわけ艦艇製造費をさえ上まわる7903万円にのびている。陸軍省費についてこれをみれば更に激しく、総額の82.5%にも達している。この1億8599万円にも及ぶ「満州事件費」は前年の陸軍省費総額の実にほぼ3倍の額にあたるものである。

両軍省費の著しい増大の原因が巨額の満州事変遂行費用にあったことは明らかである。

他に、省の歳出増大の原因が「満州事件費」の拡大に準じているところとしては外務省費がある。たとえば、昭和6年に於て総額61.6%を占めていた「満州事件費」が翌年には65.3%になっている。しかも額としては「満州事件費」だけで優に6年の総額を超えている(1.6倍)。5年と6年とを比べてみれば、この間の事情は一層明瞭で、6年の歳出増大はそのほとんどが「満州事件費」の設定による支出増大にもとづいているのである。(表7参照)

また、その額としてはわずかであったが、7年8月の第63臨時議会を経て初めて実施に移されたところの「満州国」への武装移民費は拓務省所管で「満州試験移民費」として支出されている。(表8参照)

表6 陸軍省費・海軍省費

		昭和6年度	総額中に占める割合(%)	昭和7年度	総額中に占める割合(%)
陸 軍 省 費 (万円)	総 額	6381	100	22531	100
	営 繕 費	104	1.6	100	0.4
	国 防 充 備 費	544	8.5	2650	11.8
	土地建造物整理費	102	1.6	53	0.2
	軍 備 改 編 費	27	0.4	93	0.4
	震 災 復 旧 費	267	4.2	139	0.6
	支那駐屯部隊費	106	1.7	63	0.3
	軍用自動車奨励費	73	1.1	63	0.3
	災 害 費	34	0.5	111	0.5
	防 空 施 設 費	90	1.4	69	0.3
	満 州 事 件 費	2	0.03	18599	82.5
	傷病軍人扶助費	4849	76.0	69	0.3
	航空部隊其他改編費	—	—	328	1.5
海 軍 省 費 (万円)		昭和6年度	総額中に占める割合(%)	昭和7年度	総額中に占める割合(%)
	総 額	8822	100	17207	100
	艦 艇 製 造 費	5100	57.8	6040	35.1
	水 陸 整 備 費	348	3.9	504	2.9
	航 空 隊 設 備 費	169	1.9	1169	6.8
	艦 船 整 備 費	437	5.0	977	5.7
	軍 需 品 整 備 費	56	0.6	100	0.6
	営 繕 費	67	0.8	55	0.3
	受 託 造 修 費	172	1.9	81	0.5
	災 害 費	6	0.07	106	0.6
	震 災 復 旧 費	116	1.3	125	0.7
	満 州 事 件 費	—	—	7903	45.9

(備考) 内閣統計局編『第52回日本帝国統計年鑑』352—3頁より作成。なお、兩年合計して百万円に満たぬ項目は省略した。

表7 外務省費(万円)

	昭和5年	6	7
総額(A)	332	825	2008
満州事件費(B)	—	508	1312
B/A (%)	—	61.6	65.3

(備考) 内閣統計局編『第52回日本帝国統計年鑑』348—9頁より作成。

表8 満州移民費(千円)

	昭和7年	8	9	10	11
満州試験移民費	208	325	516	482	1166
満州移住地及産業調査費	101	56	—	—	—

(備考) 内閣統計局編『第54回日本帝国統計年鑑』365頁、『第56回日本統計年鑑』369頁より作成。なお、10年度から項目が「満州試験移民費」から「満州移植民費」に変わった。12年以降は飛躍的に増大する。

この他、関東庁及び朝鮮総督府特別会計にも合計して6年67万9千円、7年にはその約5倍の353万6千円の「満州事件費」が計上されている。²⁾

以上、満州事変にその端を発する支出増大は実におびただしく、とりわけ陸・海軍省費に於ては、その増大を根底的に規定したのは将に「満州事件費」にほかならなかったわけである。³⁾

次に、陸・海軍省に次いで歳出増の激しかった内務省・農林省費についての検討に入る。(表9参照)

この表における昭和7年度新設項目を見るならば、そのすべてが「農村救済」費を中心とした、いわゆる「時局匡救費」であることを知る。

内務省費の新設項目についてみれば、その合計額は6052万円であり、それは7年度総額の35.6%を占めている。また、それを6年度総額と比較してみるならば、実に65.2%にもなる。「時局匡救費」がこのような新設ばかりでなく、かなりの増加を示している「道路改良費」「治水事業費」「港湾改良費」等の中にも含まれていることを考え合わせるならば、この割合は更に高くなるはずである。

表9 内務省費・農林省費

		昭和6年	総額中に占める割合(%)	7	総額中に占める割合(%)
内務省費(万円)	総額	9288	100	17004	100
	治水事業費	1307	14.1	2193	12.9
	河川防費	1131	12.2	1685	9.9
	砂防費	69	0.7	393	2.3
	港湾改良費	733	7.9	1351	7.9
	道路	113	1.2	1716	10.1
	北海道拓植費	2254	24.3	2648	15.6
	伝染病予防費	134	1.4	134	0.8
	警察特別施設費	97	1.0	130	0.8
	復興事業費補助	237	2.6	215	1.3
	失業救済道路改良費	2471	26.6	818	4.8
	災害費	627	6.8	634	3.7
	補助費	670	7.2	1958	11.5
	都市失業応急事業費補助	—	—	1259	35.6
	中小河川改良費	—	—	1033	
	北海道及青森県凶作救済諸費	—	—	201	
	北海道水害及凶作施設諸費	—	—	165	
	農村振興道路助成費	—	—	3244	
	地方改良応急施設費	—	—	150	60.4
農林省費(万円)	総額	2690	100	7135	100
	産業奨励費	1484	55.2	1488	20.9
	農村振興費	369	13.7	372	5.2
	営繕費	55	2.0	114	1.6
	治水事業費	129	4.8	127	1.8
	公有林野官行造林費	173	6.8	187	2.6
	北海道水害地及凶作地産業助成費	—	—	139	60.4
	農業土木費	—	—	3747	
	農村経済更生施設費	—	—	309	
	夏秋蚕繭共同保管施設助成費	—	—	114	

(備考) 内閣統計局『第52回日本帝国統計年鑑』349—351頁より作成。百万未満の項目は省略。

農林省の7年度新設項目は、その合計額において4309万円、総額に占める割合において60.4%に達している。これも同様に、6年度総額と比べてみると、それは実に160%にもものぼる。つまり、前年度農林省費総額をはるかに上回る規模で「時局匡救費」が支出されたことを物語っているのである。

かくて、このような「時局匡救費」の激増がこの期の両省の臨時部歳出増加の根本的原因であったことは明らかである。

また、額としてはそれ程多くはないが、150%の増率を示した文部省費の増大の原因も、義務教育費の国庫負担増額（項目としては「普通教育臨時施設費」等）を中心とした「時局匡救費」にあった。

以上見てきたことより、6年から7年にかけての財政膨張の直接的原因は、一面では内務省、農林省を中心とした「時局匡救費」の増大、他面ではそれをも上回る陸・海軍省の膨大な軍事費、「満州事件費」の増大であったことが明らかとなった。すなわち、換言すれば、満州事変の勃発を契機とした軍事費の大幅な増加、および「時局匡救費」の増大が膨張財政を不可避的なものにしたということである。

ところで、いくら膨張財政であっても、それが順調な税収入増に基づく歳入増加でまかなわれるのであってみれば、それは何ら問題とするにはあたらないであろう。

しかるに当時、折からの恐慌のため歳入増加はこれを全く期待することが出来ず、そこで歳入不足額をことごとく国債発行によってまかなうことになった。しかも、国債の引受は従来の一般公募や預金部引受とは異なり、「財界萎靡、金融窮屈の爲め……窮余の一策⁵⁾」として、日本銀行がこれを引受けるという方法によったのである。

この間の事情を蔵相高橋は次の如く述べている。

「満州事件ニ要スル経費ニ付テハ、第六十一議會ニ於テ本年四月五月両月分所要経費ニ付キ協賛ヲ得タノデアリマスガ、今回六月以降明年一月迄ニ要スル経費トシテ、陸軍省所管ニ於テ六百五十余万円ヲ実行予算ニ計上シタル外ニ、外務省所管ニ於テ五百五十余万円、陸軍省所管ニ於テ一億一千七百七十余万円、海軍省所管ニ於テ三千九百七十余万円、大蔵省所管ニ於テ予備費トシテ二千万円、合計一億八千二百九十余万円ヲ一般会計ノ追加予算ニ計上致シマシタ、尚ホ特別会計ノ分トシテ朝鮮總督府ニ於テ三十余万円、関東庁ニ於テ二百六十余万円計二百九十余万円ヲ特別会計ノ追加予算ニ計上致シマシタ、以上一般会計、特別会計ヲ合計シテ六月以降満州事件費ノ総額ハ一億九千二百五十余万円デアリマスガ其財源支弁ノ為メ満州事件公債発行ノ限度ヲ増額スルノ法律案ヲ別途提案致シマシタ、失業ノ救済並ニ防止ニ付テハ政府ハ産業ヲ振興シ、土木事業ヲ興スヲ適當ト信ジマシテ、之ニ必要ナル計画ヲ立テノデアリマ

ス、即チ河川改修、港灣修築及道路改良等ノ土木事業ヲ増加施行スルト同時ニ、小麦ノ増殖奨励其他農山漁村振興ノ為ニ適切ナル各種ノ施設ヲ行フコトシ、之ニ要スル経費ヲ追加予算ニ計上致シマシタ、昭和七年度歳入ハ財界不況ノ為メ著シク減少スルニ拘ラズ、国務ノ運行ニ必要ナル経費ノ支出ハ已ムベカラザルモノデアリマスカラ、昭和七年度一般会計実行予算ニ於テハ多額ノ財源不足ヲ来シマスノデ、減債基金繰入ノ一部停止ヲ実行スルト同時ニ、現行ノ公債法ニ依ル事業公債並ニ満州事件公債ヲ発行スルノ外、新ニ歳入補填公債ヲ発行スルノ已ムヲ得ザルニ至リマシタ、仍テ是等ニ関スル法律案ヲ別途提案致シ次第デアリマス、而シテ昭和七年度ニ於テ歳出予算ノ財源トシテ発行スル公債ノ額ハ、一般会計ニ於テ電話事業公債、電信事業公債、震災善後公債及道路公債ヲ合セテ、事業公債ガ四千三百七十余万円、満州事件公債二億四千九百余万円、歳入補填公債一億六千五十余万円、一般会計四億五千三百三十余万円トナリマス、特別会計ニ於テ朝鮮、台湾、関東州及樺太ノ事業公債二千三百八十余万円、帝国鉄道公債四千九百万円、事業公債合計ガ七千二百八十余万円トナリマス、朝鮮總督府及関東庁ノ分トシテ、満州事件公債ガ三百三十余万円、特別会計合計七千六百十余万円、以上一般会計及特別会計ヲ通ジテ公債ノ発行総額ハ五億二百九百五十余万円デアリマス、右公債ノ発行方法ハ日本銀行並ニ預金部其他政府部内ノ資金ヲ以テ之ヲ引受ケシメ、一般市場ニ於ケル公募ハ之ヲ避クル方針デアリマス」

これは高橋が7年6月に開催された第62回臨時議会の財政演説で述べたものであるが、ここで述べられている赤字国債の日銀引受けによる発行方法は、この時初めて公表されたものであった。

この高橋蔵相の「⁷⁾創意的な工夫」によるといわれる日銀引受による赤字国債の発行は、商品流通の拡大に基づかない単なる財政的必要からのみくる日銀券の増発を意味し、それはまた、必然的に流通通貨の減価をもたらすはずである。

こうした赤字国債の日銀引受発行だけでも通貨の減価を予想させるが、それに加えて、7年7月1日から日銀券の保証準備発行限度が1億2千万円から一挙に10億円に拡張されたこと、3月、6月、8月と7年中に金利が三度も引下げられていったこと等は、通貨の減価を予想させるには充分な素材であった。⁸⁾すなわち、このような内容をもった「通貨膨張ノ懸念」が為替投機を激化させていったと考えられるのである。

要約すれば、以上見てきたように、歴大な「満州事件費」、「時局匡救費」の増額、それらをまかなうための赤字国債発行は日銀法改正、低金利政策等のインフレーション政策と相俟って、「通貨膨張＝円の減価」を予想せしめ、為替の思惑売買を激化させたと思われるのである。こうしてみれば、為替相

場の落勢の止まないのもむしろ当然のことであった。

こうした円の減価に対する根拠ある予想が為替の直接的な思惑売買を惹起せしめ、またそれと並行して、先に富田勇太郎が述べていた如く、輸入為替の取極の非常な先走り・輸出為替の取極の非常な遅れ、を生ぜしめたことも、また当然のことであった。

- 1) 富田は次のように述べている。「日本ノ外国為替相場ハ、一昨年ノ末ニ金輸出再禁止ヲヤリマシタ以後、段々ニ下ツテ参リマシテ、昨年ノ六月下旬ニハ、対米相場三十弗台ヲ割リマシテ、十一月上旬ニハ遂ニ二十弗台ヲ呈スルニ至ッタノデアリマス、其後海外ノ事情ニ依リマシテ多少ノ変動ハアリマシタガ、大体ニ於テ二十弗、乃至二十一弗台ヲ往来シテ居ル状況デアリマス、斯ル為替ノ傾向ハ、昭和七年ニ於ケル我国ノ国際貸借ノ状況が改善シマシタコト、殊ニ下半期ニ於テ、輸出貿易が非常ニ増加致シマシタ、此ヤウナ事實ニ鑑ミマスト云フト、是ガ我国ノ国際貸借ノ実勢ニ副ウテ居ル相場デアルト云フコトハ言ヘナイト思フノデアリマス、其原因ハ一面ニ於キマシテハ、此非常時ニ於ケル国際関係ノ不安ト、ソレカラ財政上ノ理由ニ因リマシテ、将来通貨が増発セラルデアラウト云フ懸念トノ為ニ、邦貨ニ対スル内外ノ信用ニ動揺ヲ来シタルコトガツ、ソレカラ他面ニ於テハ円ノ相場が将来下ルデアラウト云フコトヲ見越シマシテ、輸入為替ノ取極メガ非常ニ先走ッテ、輸出為替ノ取組ガ非常ニ遅レルト云フ、斯ウ云フ為ニ輸入輸出両為替ノ取極メガ非常ニ均衡ヲ失スルニ至ッタコトガ、其低落ノ主ナル原因ト思フノデアリマス」(日銀調査局編『日本金融史資料』昭和編、第15巻、36—37頁)
- 2) 内閣統計局編『第53回日本帝国統計年鑑』昭和9年調、復刻版昭和41年、362—3頁、および366頁参照。
- 3) 「満州事件費」全体については次のとおりである。

満州事件費 (百万円)

昭和 年	一般会計	内陸海軍省 費	特別会計	合 計
6	75	70	1	76
7	278	265	4	282
8	196	190	5	101
9	158	153	4	162
10	183	179	4	187
11	204	200	4	208
12	267	264	2	269
13	129	128	—	129
合 計	1489	1449	24	1513

(備考) 日銀調査局『満州事変以後の財政金融史』『日本金融史資料』昭和編、第27巻、12頁より。

- 4) 内閣統計局編『第52回日本帝国統計年鑑』354—355頁参照。なお、高橋蔵相は時局匡救に関する予算を中心とした財政演説の中で、教育費に触れて次のように言っている。「市町村財政ノ急迫ヲ緩和スル方法トシテ、今後三箇年ヲ限り市町村立尋常小学校臨時補助ヲ支出スルコトトシ、昭和七年度分トシテ、千二百萬ヲ支出スルコトト致シマシタ」（衆議院事務局『第63回（臨時）帝国議会衆議院議事摘要』昭和7年11月、14頁）
- 5) 深井英五『金本位制離脱後の通貨政策』千倉書房、昭和13年5月、358頁。
- 6) 衆議院事務局『第62回（臨時）帝国議会、衆議院議事摘要』昭和7年8月、12—13頁。
- 7) 深井英五、前掲書、269頁。なお、高橋自身も「時勢一家言」の中で述べている。

「私は初から公債発行の方法を変へた。即ち一応日本銀行をして引受けしめる。さうして日本銀行は銀行なり保険会社なり個人なり『売って呉れ』と望むものがある場合、これを売ってやる。これは元は皆直ぐにシンヂケート銀行に相談して幾らなら発行して応募出来るだろうと、いきなり公債を発行した。

併し私はこの際の公債発行といふのは一年や二年或は三年も続くかも知れない。然も、どうしてもなければならぬ金なのであるから、国民にいきなり公募して行つた日には追つかない。段々公債は安くなる許りである。明に発行する公債は市価が安くなって、前から持って居る人の公債も下り、公債を持っている会社銀行、個人に対しては、益々その富を減らすことになる。それで改めて日本銀行に先づ持たせることにしたのである。」（『随想録』昭和11年3月、432頁）
- 8) 吉野俊彦氏は、日銀関係法案についての第62議会における高橋蔵相の説明について触れ、法案そのものの説明の中では徹底して陰蔽されるが、委員会及び財政演説の中ではしなくも、保証準備発行の拡張が赤字国債の発行と密接な関連をもっており、それが将来におけるインフレーションの可能性を有することを暴露したとして、次のように述べている。

「この説明（本会議における高橋蔵相の法案提案理由説明— 浅田）で注意を要するのは、兌換銀行券の保証発行限度の一億二千万円から十億円への拡張が、専ら産業振興のためであるかの如き印象を与え、満州事変の勃発に伴う赤字国債の日本銀行引受けとの関連を意識的に避けているように思われることである。しかしこのような説明は、後に委員会における質疑応答によって補足され、むしろその本体は、赤字国債の引受けに伴う通貨の増発を容易にするものであることが露呈されるのであるが、本会議において行つた財政演説の中では……（中略）日本銀行関係三法案に加うるに、資本逃避防止法案の趣旨を併せ説明し、通貨増発が資本逃避を惹起する危険性を認めることによって早くも馬脚を現わす結果となっている。もし通貨の増発が生産の増大に見合つて自然に行われるものである

ならば、資本逃避をかくも懸念するには当らない筈である。逆にいえば、保証発行限度の拡張と同時に資本逃避防止法を制定しなければならない所以は、その保証発行限度の拡張が、軍事目的のための赤字国債引受けに伴うもの、つまりインフレーションを将来において惹起する可能性のあるものであることを政府自らが承認しているに外ならない。】(『日本銀行制度改革並に改革論史』、昭和35年、3—1—8～9)

3 小 括

以上の分析によって、七年の為替相場下落が主として思惑投機によるところの実質的なものであったということがほぼ明確にされたと考えるが、更に、実際に「減価」がなかったか否かという視点で、「一国における貨幣の価値減少」について考察することにしよう。

先ず、通貨量についてみれば、以下の如くである。(下表参照)

表10 通 貨 量

昭和 年月	日銀券平均 発行高		日銀一般貸 出(月末)		全国各種銀行預金()は 普銀		全国組合銀行 預金		全国手形交 換高	
	百万 円	指数	百万 円	指数	百万円	指 数	百万 円	指数	百万 円	指数
6.11	988	100	905	100	11023(8097)	100 (100)	5682	100	3464	100
12	1123	113.7	964	106.5	10965(8174)	99.5(101.0)	5703	100.4	4789	138.3
7. 1	1085	109.8	949	104.9	10774(7914)	97.7 (97.7)	5547	97.6	3535	102.0
2	1085	109.8	944	104.3	10766(7872)	97.7 (97.2)	5507	96.9	4127	119.1
3	1076	108.9	959	106.0	10662(7723)	96.7 (95.4)	5373	94.6	4497	129.8
4	1035	104.8	880	97.2	10445(7581)	94.8 (93.6)	5345	94.1	4272	123.3
5	994	95.5	774	85.5	10532(7622)	95.5 (94.1)	5466	96.2	4045	116.8
6	994	95.5	787	87.0	10666(7759)	96.8 (95.8)	5563	97.9	4153	119.9
7	997	100.9	753	83.2	10412(7532)	94.5 (93.0)	5456	96.0	4001	115.5
8	985	99.7	782	86.4	10608(7677)	96.2 (94.8)	5578	98.2	4396	126.9
9	970	98.2	730	80.7	10546(7641)	95.7 (94.4)	5603	98.6	4131	119.3
10	1040	105.3	724	80.0	10701(7748)	97.1 (95.7)	5684	100.0	4318	124.7
11	1036	104.9	700	77.3	10961(7887)	99.4 (97.4)	5801	102.1	4568	131.9
12	1189	120.3	772	85.3	11164(8131)	101.3(100.4)	5969	105.1	6566	189.5

(備考) 『エコノミスト』第10年第9号, 第11年第1号, 同第7号, 同第17号より作成。

表に見られる通り、通貨量はほぼ変動していないし、その若干の変動も季節的なものであることが分る。

だがしかし、このことからすぐ、貨幣は減価していない、と断言できるであろうか。われわれはまだ通貨の量についてだけみたにすぎないのである。通貨の量だけで減価か否かを判断することは、理論的には全く不可能であるということはいうまでもないことであろう。しかし、花原二郎教授の場合、日銀券の発行高だけをみて、貨幣に減価なし、としておられるが、それはその考察においていささか不十分なものと言わざるをえないのではなからうか。¹⁾

貨幣の減価について考える場合、ここで歴史的に決定的に重要な意義を持って登場してくるのは昭和七年三月から始まった政府の金買上価格の設定・引上げであると思われる。

すなわち、金解禁期1匁5円で兌換されていたのが、7年3月7日より7円25銭で買上げることになったのである。これはすでに45%の引上げに他ならない。以後、買上価格は変動を繰返しつつも、一貫して上昇傾向を呈し、7年下半年期に入って7円74銭へ、そして年末には9円44銭へと、実に89%の引上げをみるのである。(下表参照)

表11 政府金買上価格(1匁に付、円)

改定期日	価 格	改定期日	価 格
7年3月7日	7.25	7. 6. 6	7.18
14	7.45	13	7.27
21	7.35	20	7.47
27	7.25	7.18	7.74
4. 4	7.18	8. 8	7.84
11	7.13	29	8.46
18	7.11	9.19	8.68
25	7.18	10.18	8.56
5. 2	7.27	11. 7	8.90
9	7.18	28	9.37
16	7.27	12.17	9.44
23	7.37		

(備考) ダイヤモンド『経済統計年鑑』昭和10年、173頁より。

このほぼ90%におよぶ買上価格引上げの意味、これが問題とされねばならない。

勿論、「金地金買上並輸出手続」を制定した政府の意図としては、まさに文字通り、「政府の海外支払に使用」するのを目的とした金買上であり、昭和8年以後、為替管理の強化と貿易収支好転のため金現送の必要がなくなると、「金政策自体としては「日本銀行金買入法」(昭和9年4月)、「金準備再評価法」(昭和12年8月)と変遷していくのであるが、こうした変遷をただ政策意図からのみみるのではなく、そのもつ客観的意味から考察する必要がある。

当面の問題は「金地金買上並輸出手続」である。この政策は、結論を先に言えば、国家と結びついた独占資本の利潤獲得のための輸出増進を目的とした極めて意図的な、いわゆる為替低落の自由「放任」政策を貨幣価値の側面から支持するところに、その客観的意味があったと考えられるのである。

では、どのようにして為替低落が支持されるのか。言うまでもなく、「金価格」を操作し、貨幣の価値を切下げることによってである。ここに、金地金を買上げ、その価格を5円から7円25銭に引上げた所以が存するのである。金の買上価格は先に見たように、七年末までに実に89%も引上げられた。これはすなわち、ほぼそれだけの貨幣の減価をあらわすものとみななければならないであろう。

ところで、買上価格の引上げは対米電信売為替相場に準じている。³⁾したがって、買上価格の引上げが低為替を支持したのではなくて反対に、為替相場の低落が買上価格の引上げをもたらしたのだという反論または疑問が当然にも湧くかも知れない。だが、為替相場の低落は何によってもたらされたのか。それは明らかに投機によるものであった。すなわち、先に見た如く、満州事変の勃発、イギリスの金本位停止、激化する農村恐慌、上海事変等を中心とした内外諸事情に基づく通貨膨張への正当なる懸念が円売・ドル買等の思惑投機を生ぜしめ、その結果、為替相場が低落したのである。

しかし、ここで注意を要するのは、原因がこうした思惑投機のみによると

ころの為替相場下落ははじめの短い期間（金買上価格引上げの始まるまで）だけ、ということである。原因が何であれ（といっても名目的なものは除外されるが）、為替相場の下落は金の市場価格の騰貴を導く。たとえば、金再禁後の東京金地金相場はすぐに騰貴し、12月13日 5 円50銭、14日 6 円、15日 6 円30銭、翌7年1月に入って最高 6 円50銭、そして2月には 6 円80銭へと騰貴しているのである。（下表参照）

表12 金市場価格（1匁につき、円）

(1) 徳力商店小売値				(2) 東 京 金 地 金			
昭和年月		3. 2	6.700	年 月	最 高	最 低	平 均
6. 1~12	5.070	7	7.300	7. 1	6.50	6.30	6.336
金再禁以後		14	7.500	2	6.80	6.30	6.429
6.12.13	5.500	22	7.300	3	7.50	6.70	7.239
14	6.000	28	7.300	4	7.30	7.16	7.212
15	6.300	4. 4	7.230	(備考) (1)は析倉正一『金問題概論』日本評論社、昭和9年、330頁より。 (2)は昭和9年調『金融事項参考書』49頁より。			
31	6.300	11	7.180				
7. 2. 9	6.500	18	7.160				
16	6.350	25	7.320				
20	6.500	27	7.300				
29	6.800	5. 2	7.320				

この場合の金市場価格騰貴は実質的なものにほかならないであろう。ただし、それは、思惑投機にその原因を有する為替相場下落を忠実に反映したものであるからである。それゆえ、思惑投機がおさまるならば、当然為替相場は騰貴し、金価格は下落する性格をもったものであった。だがしかし、この時の思惑投機は先の分析でみたように極めて根拠ある見通しをもってなされたものである。投機による為替相場下落が将来の為替相場下落の先取りの現象であるとするならば、この時の投機による為替相場下落は、その投機を生ぜしめた根拠であるところの軍事費（とりわけ「満州事件費」）・「時局匡救費」の増大を基礎とした赤字国債発行による通貨膨張が現実には貨幣の価値を低下させた時、はじめて支持・確定される。

しかるに、赤字国債の発行によって貨幣の減価が現実化する前に、政府は

金の買上げを実施し、金価格を貨幣法に定められた価格より45%引上げることによって、客観的に貨幣の価値を切下げてしまったのである。これよりさき、貨幣法は有名無実化し、「金価格」としては政府（後に日銀）の買上価格と地金市中相場が存することになる。

すなわち、この時の金買上価格の設定・引上げは事実上の価格標準切下げの追認ではなく、まさに、事前的な価格標準の切下げを意味したとみるべきであろう。そして、それが為替相場の低落を規定づけ、支持・確定していったと考えられるのである。この点、小野朝男教授と見解を全く異にするが、詳しくは次章で展開するつもりである。

以上要約すれば、次のように言うことが出来る。

すなわち、投機によって実質的な低落を来した為替相場は金の市場価格を押し上げたが、この場合の価格騰貴は当然ながら実質的なものであった。しかるに、政府によって金の買上価格が設定されるに及んで、その実質的性格は名目的なものに転化する。けだし、この場合の金買上価格は事前的な価格標準の切下げを意味しているからである。

したがって、ここにみることが出来るのは金買上価格の引上げを媒介とした実質為替から名目為替への転化にほかならない。

マルクスは為替相場の名目的下落を、金属貨幣か紙幣かを問わず、一国における貨幣の価値減少ということで説いているのであるが、それは主に流通必要金量以上への紙幣の増発より生ずる事実上の価格標準切下げ、および貨幣悪铸等による減価を念頭において言ったものであろう。だが今や、平価切下げが一つの特徴となってくる国家独占資本主義に於ては、以上にみてきたような事前的な価格標準の切下げからくる為替相場の名目的下落をも認めねばなるまい。そしてこれは、マルクスが掲げている為替相場変動要因の(2)の中で新たな強調点を伴って主張さるべき資格をもつものではないかと思われるのである。

1) 花原二郎、『現代日本貿易論』、青木書店、1969年10月、198頁。

2) 『日本銀行調査月報（昭和七年）』は次のように伝えている。

「政府は海外支払に充当する為め金地金を時価に依り買上ぐることとし、其の要項を三月四日左の如く発表せり。

一、買上ぐべき地金は品位一千分中に九百九十以上にして造幣局の品位証明を有し且日本銀行の規定する形態を備ふることを要す。

二、買上の事務は日本銀行本店及び大阪支店に於て之を行ふ。

三、買上相場は大蔵省の認むる対米電信売為替相場に法定平価と該為替相場との差額の十分の一を加へたるものを標準とす（右の差額の十分の一を加ふるは現送費其の他に充つ為なり）。

四、買上相場は毎週一回之を定め日本銀行に通知す。

五、買上地金は外国に現送し外貨に換へ政府の海外支払に使用す』（日銀調査局編、『日本金融史資料』昭和編、第7巻、726頁。）

3) 前注参照。

（註）最後に、念のため金生産についてみるならば次の通りである。

金 生 産				
昭和年	(kg)	対前年増加率 (%)	(千円)	対前年増加率 (%)
4	10,422	—	14,765	—
5	12,068	15.8	16,120	9.2
6	12,275	1.7	16,523	2.5
7	12,497	1.8	25,973	57.2
8	13,729	9.9	33,846	30.3

（備考）内閣統計局『第54回日本帝国統計年鑑』110—111頁より作成。

すなわち、6年から7年にかけて生産量は、12275 キログラムから12497 キログラムへわずか1.8%の増加であるのに対して、価額としては1652万3千円から2597万3千円へと実に57.2%増大している。このことは、まさに、生産面（金価値）における変化が主要なものではなく、「価格」面（価格標準）における変動が主要なものであったことを如実に物語るものである。

III 満州事変以後の物価

1 猪俣津南雄氏の「為替インフレーション論」批判

前章における分析をまっしてはじめて、この期の物価、とりわけ「為替インフレ」を正しくとらえることが出来る。なぜなら、前章では為替相場の分析を通して、価格標準の確定という作業をおこなっているからである。価格標準視点を堅持しつつ、次にこの期の物価についてみてゆくことにしよう。

周知のように、この期の物価に関しては猪俣津南雄氏と笠信太郎氏との間でなされたかの有名な「為替インフレ」論争がある。だが本稿では、この論争を全体的に取上げることとはせず、実際の物価変動の分析を含んでいる戦前では猪俣説、戦後では小野説をその代表的見解として取扱い、笠説その他はこれをはぶく。

為替相場下落と「通貨膨張＝物価騰貴」とどちらが原因で結果かという論争は当時、マルクス経済学以外の経済学者間で多少みられたが、そもそもその源流はヘルフェリッヒを中心とした第一次大戦後のドイツ・インフレーション¹⁾の原因をめぐる論争にあった。

わが国のマルクス経済学にあっては、笠氏も言い、小野教授も認めておられるように「為替インフレーション」という言葉自体を「発案」し、「独創」の「輝やかなしい功績」を残したのは猪俣津南雄氏であった。²⁾

猪俣氏自身、次のように述べている。

「国際的支払超過を持つところの金輸出禁止国において、為替相場が下落した場合にも、インフレーションと同じやうな現象が起ってくる。けれども、この場合に物価が騰貴するのは、紙幣が価値減少を起すからではない。この場合に価値減少を起すのは通貨一般であって、その通貨が紙幣であると、兌換券であると、また金貨であるとを問はないのだ。従って、この通貨の価値減少なるものは、通貨の量とその流通必要量を超えて増大したために生ずるのではない。本来の意味のインフレーションにあっては、不換紙幣化した紙幣や兌換券が流通必要量を超えて流通に投ぜられたために価値減少を起すのだが、為替下落の場合には通貨の価値減少が起ったためにヨリ多くの通貨が流通しなければならなくなる。

さういふ訳だから、私は、為替下落＝通貨価値減少による物価騰貴を、本来の意味のインフレーションと区別するのだが、しかし近来はこの現象も一般にインフレーションと呼ばれてゐるし、また現象形態においてはそれとこれとの間に大した差異はない。それで、私は、この現象をもインフレーションの題目のもとに扱ふことにしようと思ふが、それを本来の意味のインフレーション³⁾と区別するために、特に為替インフレーションと呼ぶことにする。」

ここには、マルクスが為替相場変動要因の第2のものとして掲げたものの単純なアナロジーあるいは誤った適用が見受けられる。為替相場の変動を一

義的に貨幣の価値に結びつける猪俣氏の立場は、為替相場の変動そのものに実質的なものと名目的なものとの区別を認めるマルクスの立場とは程遠いものである。この点は「為替インフレーション論」を展開するにせよ、批判するにせよ重要なポイントである。我々は後に、関連箇所でのこの点に触れ、より詳述するであろう。

「為替インフレーション」を説いた猪俣氏の問題意識に関連して、寺園徳一郎教授は小野朝男教授を次のように批判しておられる。すなわち、猪俣氏の論点はいくまで「為替下落＝通貨価値減少による物価騰貴」の性質を紙幣増発による物価騰貴との区別において説明することにあり、小野教授のように、猪俣氏の主張にあって、「たとえ本位貨幣たる金貨が国内に流通しても、金の輸出さえとめれば、価格標準が切下がり、インフレーションが発生すると解される⁴⁾」と述べるのは解釈上の誤りを示すものであって、「猪俣氏が認められたのは決して『インフレの成立』ではなく、そうした特殊な原因による『物価騰貴』の成立にすぎない⁵⁾」、というものである。

先の猪俣氏の著書からの引用に明らかなように、氏の問題意識は、決して小野教授のような意味での「インフレの成立」にあったのではない。そうではなく、むしろ寺園教授の指摘通り、「為替下落＝通貨価値減少による物価騰貴」の性質を究明することにあつたと思われるのである。ただし、インフレの概念規定に於て、今日我々の間で確定されている規定とはその水準が異なるところの、未だ単純で素朴な概念規定でしかなかったところからも自明のことである。たとえば、インフレの規定を、氏は流通必要金量以上への紙幣発行による物価騰貴としているに過ぎず⁶⁾、そこには明確な価格標準視点がなかったと言わざるを得ない。こうした価格標準視点の不明確性あるいは欠如の故に、「通貨の価値減少」がなくともインフレであるとする「信用インフレーション論⁷⁾」が、また「米国にも日本にも通貨の価値減少なし」という前提の下でインフレが生ずるとする「為替インフレーション論」などが発生したと推察されうるのである。

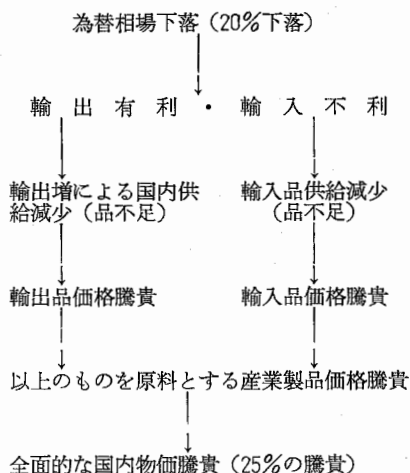
さて、猪俣氏の説く「為替インフレーション論」とは次のようなものであ

った。

＜前提又は仮定＞

- (1) 日本にも米国にも通貨価値減少なし。
- (2) 日本の対外取引は全てドルに換算される。
- (3) 日本が金輸出禁止をする。
- (4) 日本が支払超過国である。

＜為替インフレーションのメカニズム＞



そして、この全面的な国内物価騰貴は「為替相場の下落によって惹き起された攪乱がおさまるところまで」進行する。より具体的に言えば、「一旦増した輸出は減り、一旦減った輸入は増して、いずれも元通りの数量になり、日本から諸外国へ輸出する資本家も、日本へ輸入する諸外国の資本家達も、元通りの商品を元通りの数量だけ輸出し輸入することによって、元通りの利潤率を得るように」なるところまでである。この時、かかる条件を満たすには——為替相場下落が20%であれば——日本の国内物価は25%騰貴しなければならない。この25%の物価騰貴は「世界市場における計算貨幣の減価」を意味するところの為替相場下落を反映しているが故に「名目的なもの」である。⁸⁾

以上が猪俣「為替インフレ論」の要約であるが、果たしてこの場合の物価

騰貴は氏の説く通り、「名目的なもの」であろうか。以下簡単にその検討を試みよう。

この25%の騰貴が名目的なものか実質的なものかはひとえに、この時の為替相場下落が日本における価格標準の切下げを意味しているか否かにかかっている。というのは、20%の為替下落がアメリカにおける価格標準切上げを意味していたり、単に実質的な下落であるのならば、日本の国内商品は名目的に騰貴する必然性がないからである。したがって、当然にも国内物価の25%騰貴が名目的と言いうるには日本の価格標準が切下げられていなければならない。

しかるに、氏は日本国内における価格標準の切下げについて何ら理論的に言及していない。

氏の言う「名目的」とは、「下落した円」で表現されるから、ということである。ではその「下落した円」とはいかなる円か。氏によれば、それは紙幣とか紙幣化した兌換券とかの代用貨幣ではなく、「純真」の「正銘の金貨」である。そしてこの金貨＝円の下落とは、計算貨幣としての円の下落ではなく、流通手段としての円の下落である。いま、氏の例を図示すれば次の如くである。

米四石100円（金200分）＝金貨100個（金200分）



米四石125円（金200分）＝金貨125個（金250分）

氏は説く。この時の「円の下落は、計算貨幣としての円の下落でもない。正味二分の金を含む一円金貨を出して米四石を買うという、前には百個渡せばよかったのに、今度は百二十五個渡さなければならないのだ。／＼だから、これは正しく流通手段としての円の下落である。をかしな話である。／＼」と。

実際、これは「をかしな話である。／＼」計算貨幣としての下落、すなわち価格標準の切下げではなく、流通手段としての下落であると言いながら、尚も25%の騰貴は「名目的なもの」だと主張する。しかも以前には、為替相場下

落とは世界市場における計算貨幣の減価を示すと述べ、25%騰貴が「名目的」であるのはこの為替相場下落を反映しているから、と述べていたのである。

すなわち、以上の事情は、氏における流通手段と価格標準との混同・混乱を明確にあらわすものに他ならない、ということが指摘できうるであろう。

図示した例から明らかな如く、これは需給変動にもとづく貨幣・商品間の相対価値の問題に他ならない。そのようなものに他ならないかぎり、そこに生ずる物価騰貴は実質的なものであり、たとえば物価が下落した場合には騰貴への、また逆の場合には逆の運動を自らの内に含むものとみななければならない。したがって、氏の如く、この場合の物価騰貴の性質を「名目的」なものとは決して言えないのである。

猪俣氏における流通手段と価格標準との混同は、そもそも氏の「為替インフレ論」の初発において為替相場下落を極めて短絡的に価格標準の切下げと同一視したところに存する。今日のマルクス主義経済学ではすでに明かなように、為替の変動のその全てが価格標準の変動をあらわすものではない。前章でも述べたように、価格標準の変動を反映して変動するところの名目的なもの、支払差額の変動を反映した実質的なものとの二つが存するのである。

しかしながら、氏は果たして、この二つのものを全く知らなかったのであろうか。『インフレーションの基礎理論』の中で次のように述べているところから察すると、氏はこの二つのものの存在に気付いておられたことはほぼ確かである。すなわち、氏は言う。「貨幣の価値比率自体の低落を表現する為替低落は、貨幣の観念的交換比率からの分離を表現する為替低落とは全くその性質を異にする¹⁰⁾」と。また、別の箇所では次のように述べている。「(為替相場は——浅田)二重の要因を得て低落する。即ち、貨幣の観念的な交換比率が価値比率から分離して低落するという運動に加えて、貨幣の価値比率自体の謂わば独自の低落運動が起ってくる。この新たな低落運動の重要性は、『正貨現送』もこれに対しては全く無効だといふ点にある¹¹⁾」と。

すなわち、ここで氏は為替の低落に1つには「貨幣の価値比率自体の低落」

を反映したものが、またもう1つには「貨幣の観念的な交換比率か価値比率から分離して低落するといふ運動」を反映したものが存する、ということを述べているのである。前者が名目的変動であり、後者が実質的変動であることは言を俟たないところであろう。

このように、猪俣氏にあっては為替相場変動に二つのものあることを明確に区別していたのである。しかるに氏の「為替インフレ論」には、このせっかくの区別が理論的に生かされてはいなかったわけである。もっとも、為替相場と価格標準を直結するという為替相場論における誤り、および誤りの根因とも思われる「金の金表章化論」に端的に示されるようなりカード的流通手段孤立視角の立場に立つ氏にあっては、それは当然のことであったと言える。

氏の「為替インフレ論」の結果としての25%の物価騰貴は、理論的にみて決して名目的なものではなく、実質的なものにほかならなかったことは上にみた通りであるが、この点氏自身が事実として、何を「為替インフレ」とみていたかを究明すれば、一層明確になると考えられる。

氏は「為替インフレ」の実際として、6年11月から7年2月までの物価指数をとり、次のように述べている。

「日本物価は、11月の116から、120、126、128といふ風に騰貴した。これはもちろん、主として為替インフレーション¹³⁾の物価騰貴である」と。そして、「為替インフレーション物価の特徴」として、次の3つのものをあげている。¹⁴⁾

- (1) 輸入品物価の方が輸出品よりも騰貴が甚だしい。
- (2) 貿易商品の方が国内商品よりも騰貴が著しい。
- (3) 消費財、生産財、原料品とを比べると、消費財の騰貴率が最も低く、また投機的商品たる原料品は最も騰貴率が大きい。

確かに、当時の諸物価動向の特徴は氏の述べたとおりである。¹⁵⁾

しかし、前章で確認されたように、金の買上価格引上げという形での価格標準の事前的切下げがなされるのは7年3月以降であり、氏があげているこ

の期（6年11月～7年2月）においてはまだ価格標準の切下げはなかったといわねばならない。それ故、明らかにこの期の物価騰貴は実質的なものであり、それは主に投機的要因に基づいていた。猪俣氏の問題意識に関連して、寺園・小野両教授の解釈の相違を述べたところでも明らかになったことだが、やはり問題意識は今日我々のいうインフレの成立ではなく、為替を通じての物価変動にあったと言うべきである。氏のあげた「為替インフレ」の事実とその特徴は為替相場の実質的変動を反映した実質的なものに他ならず、結局、正確な意味で「為替インフレーション」とはとても言えないものであろう。

- 1) Karl Helfferich, "Das Geld" 6 Aufl', 1923, ss 645—650.
- 2) 笠氏は次のように述べている。

「『為替インフレーションはこの言葉自身が恐らく猪俣氏の発案であらうと同じやうに、これによって説明されようとする現象を一つの特殊な範疇として取上げそれを理論づけようとする恐らく氏の独特の試みであり、これまで多く見当らなかったものである。』（猪俣氏のインフレーション論『批判』第3巻8号、昭和7年7月、『金・貨幣・紙幣』大畑書店、昭和8年3月、86頁）

また、小野朝男教授は次のように述べている。

「（猪俣氏には）為替インフレーションなる言葉自体の独創があるのみならず、まさにわが国マルクス主義の文献上はじめてと思われる画期的な為替インフレーション論の展開があった。』（『為替インフレーションについて』『パンキング』第126号、昭和33年9月、42頁。）他に、『外国為替』春秋社、昭和32年2月、176頁参照。

- 3) 猪俣津南雄『金の経済学』中央公論社、昭和7年5月、550—551頁。
- 4) 小野「為替インフレーションについて」42頁。
- 5) 寺園徳一郎「為替インフレーションについて」『福岡大学経済学論叢』第3巻、昭和34年1月、353頁。
- 6) 猪俣、前掲書、363頁、同『インフレーションの基礎理論』改造社、昭和8年5月、62頁。
- 7) 猪俣『金の経済学』549頁。
- 8) 同上書、425—443頁。
- 9) 同上書、443—445頁。
- 10) 猪俣『インフレーションの基礎理論』146—147頁。
- 11) 同上書、177頁。

- 12) 同上書、162頁、171頁、182頁等。笠氏の批判を経た後の昭和8年段階の「為替インフレ論」は、この「金の金表章化」を理論展開の軸にしていると思われる。そのため、この段階の「為替インフレ論」を、私は「金の金表章化論」と別称することにした。
- 13) 猪俣『金の経済学』904頁。
- 14) 同上書、905—906頁。
- 15) 日銀調査局編『日本金融史資料』昭和編、第27巻、82—84頁、および関連付属統計表参照。

2 小野朝男教授の「為替インフレーション論」批判

戦前の論者にあつては、価格標準視点の不明確性および為替相場論における誤謬等の故にその「為替インフレ論」も勢い誤りの産物にならざるを得なかったが、それらの誤りを一応克服している戦後においては、今あらためて「為替インフレ論」そのものをすぐれたわが国の経験的事実に照らしつつ戦後の発達したマルクス主義の水準で検討し直す必要があり「そこにこそ、真に正しいマルクス主義の立場からする為替インフレーション理論完成への唯一の道がひらかれている¹⁾」として、最も意欲的に「為替インフレ論」の理論的確立のために努力して来られたのは小野朝男教授である。

教授は「為替インフレ論」の完成を「われわれマルクス主義の金融学徒に課せられた真の課題である²⁾」とし、教授自身の「為替インフレ論」を構築されるが、果たしてそれは成功しているといえるであろうか。ひとまず、その展開をみることにしよう。

教授によれば、「為替インフレ」の定義は「為替相場の金現送点を越えた下落によって生ずる紙幣に対する金の打歩、すなわち価格標準の実質的な切下げ³⁾」ということであり、この「価格標準の実質的な切下げ」は金のヤミ価格の発生に表現されると説く。

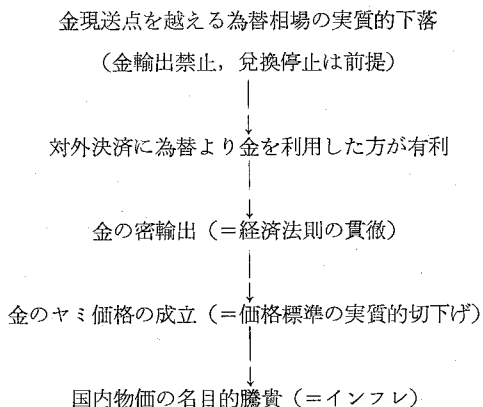
このような定義を与えたうえで、教授の「為替インフレ」の論理は次のように展開される。

「為替相場下落が、ある条件の下で発生すると、なんら紙幣の増発なくとも、物価を騰貴させ、インフレーションに導くと考えられる……。

すなわち、たとえば、不換紙幣下において、為替相場が国際収支の大幅な赤字により、金現送点を越えて下落したとする。そうすると、対外決済に為替を利用するよりは、金を利用した方が、より有利になる。少くとも、為替相場が金現送点を越えて下落した分、たとえばそれを a とすれば、その a 分だけより有利になる。だから、法律上たとえ金の輸出が禁止されていても、かかるより有利な金を利用して対外決済を行うため、必然的に、金の密輸出が発生しそのための金価格が成立する。ただし経済法則は、いかなる法律上の制限をもりこえて、その妥当性をみいださざるをえないからである。しかも、この場合の金価格は従来の金価格、すなわち鑄造価格にくらべて、為替相場が、金現送点をこえて下落した a 分だけ高くなる。ただし、その a の範囲内の騰貴に限って、金の利用が、為替の利用よりもより有利だからにほかならない。

さて、このように金の価格が、たとえ密輸出用のヤミ価格といっても、従前の鑄造価格を越えて a 分だけ騰貴したとする。そうすると、金が価値尺度機能を営む貨幣商品である限り、当然価格標準のそれだけの実質的な切下げになり、金は流通している紙幣に対して、それだけの打歩をもつ。逆にいえば、紙幣はそれだけ減価する。したがって、紙幣で表わされた商品価格は、一般にそれだけ名目的に騰貴する。そして、ここに、インフレーションが発生する。」

これをシェーマ化して示せば、以下の如くなる。



戦前の論者と違って特徴的な点は、金の密輸出＝金のヤミ価格成立を論理展開の軸にしていることである。戦前の論者の如き、価格標準視点が不明確な場合には「為替インフレ論」の展開にあたって、当然にも価格標準への問

題意識は薄いのであるが、教授をして価格標準を金のヤミ価格の成立に求めしめた、という教授における価格標準視点の堅持こそは評価されて然るべきものであろう。しかし、この場合のヤミ価格の成立を、教授は即、「価格標準の実質的切下げ」として直結してしまわれている。したがって、その点の検討が必要である。ヤミ価格といっても、それは市場価格にほぼ忠実に反映されると考えられるので、ここでは市場価格の検討ということになる。

また別の点からも、金の市場価格の検討が必要である。すなわち、シェーマ化した教授の「為替インフレ論」にヨリ明瞭に示されているように、教授の言われた内容は実質的な為替相場下落によって生じた金の市場価格の騰貴は価格標準の切下げを意味する、ということである。この説を進めれば、為替相場の実質的下落→金市場価格騰貴＝価格標準切下げ→為替相場の名目的下落、ということになり、まさにこれは実質為替から名目為替への移行の問題にはかならない。しかも、教授の場合にはこの移行が一見実にスムーズで「法則」的でさえある。この場合も検討の焦点はやはり金の市場価格にあてねばならないであろう。

さて、教授に従えば、金の市場価格はこれことごとく価格標準をあらわす、ということになる。しかし、これはどうかと思われる。というのは、金の市場価格にはたしかに価格標準をあらわすものがあるけれども、そのみではなく、価格標準をあらわさないものもあると考えられるからである。たとえば、金の市場価格に二つのものがあることを、岡橋保教授は次のように述べている。

「金の市場価格なるものに、(1)価格標準としての一定金量につけられた貨幣名と、(2)元本と両替手数料の合算額を反映したものと、二つが存在する。前者は価格標準の変更によって騰落するが、後者は価格標準の変更とは無関係に、ただ、思惑や投機にもとづく両替要求、金選好（蓄藏需要）によって騰落する。それは代用貨幣の相対価値の騰落に反映する。」

すなわち、金の市場価格には価格標準としての一定金量につけられた貨幣名をあらわすものと、金の相対価値の変化を反映したものとが存在するので

ある。前者は名目的なものであるに対し、後者は実質的なものであり、このような区別は極めて重要である。なぜなら、小野教授をして以下のように、「独自の範疇としての為替インフレーションをみとめるといなどにかかわらず……さけない関門として存在する⁶⁾」といわれる『経済学批判要綱』中のマルクスの下記命題に関する理解を誤らせてしまったり、また昭和6年以降の現実を解明するにあたって納得のいかない説明をさせてしまったものは、上述したような金の市場価格に二つのものを認めない立論であったと思われるからである。

ここにいう、マルクスの命題とはつぎのものである。

「1ターレル紙幣は、1銀ターレルと同一の価値を代表していると表明している。政府にたいする信用が根本からゆらぐか、またはこの紙幣が通流の必要以上の割合で発行されるならば、ターレル紙幣は、実際上は銀ターレルと対等ではなくなり、減価するであろう。なぜなら、その券面が表明している価値以下に低落したからである。上述のような事情にならなくても、銀にたいする特別な需要が、たとえ輸出のための需要がターレル紙幣にたいする一つの特権を銀にあたえるならば、ターレル紙幣はおのづから減価するであろう。」⁷⁾

この命題に関して、小野教授は次のように述べるにとどまる。

「この点、従来とかく議論の混乱した為替インフレーション⁸⁾に対し、重要な手掛りを与えるものとして、注目してよい文章である。」

三宅義夫教授は、この小野教授の見解を「一応正当な評価」であると認めて、次のように述べている。

「後半の『右に挙げたような事情にならなくても』云々といっているところは、『資本論』や『経済学批判』では言及されていない内容をもつものであって——といっても右の文章の前後を通じて、この後半の部分はたんなる付言にとどまるのではあるが——、注目に値するものといわれねばならない。」⁹⁾

要するに、両教授に共通して言えることは、ただ単に「注目」を強調するだけで、その内容にまで深く立ち入った考察をなされていないのではないのか、ということである。果たして「為替インフレ」にとって、この命題は

「重要な手掛りを与え」ているものなのか。また、果たして『資本論』や『経済学批判』では言及されていない内容をもつもの」なのであろうか。

この点について岡橋教授は次のような解釈をしておられる。

「ここで、マルクスは『減価』という言葉¹⁰⁾を二回つかっている。……しかし、これら二つのものの内容は、あきらかに、ちがっている。前者は、紙幣の代表金量の減少にもとづく『減価』であり、後者の『減価』は、紙幣の流通手段としての価値¹⁰⁾の低下であって、紙幣の代表金量には減少はなかったとみるべきであらう。」

このように、紙幣の減価にも二つのものがあるとする観方は、マルクスがこの文章の前後で流通手段としての減価をのべているところからみて、正當なものであると思われるが、為替相場との関連を含んだ形において、マルクスの命題は次のように理解されるべきであらう。

「銀にたいする特別な需要」の例として、マルクスは「輸出のための需要」をあげているのであるが、そのことからみて、すでにこのことから生ずるターレル紙幣の減価とは実質的な要因にもとづいていることが分る。この場合、銀鑄貨の輸出が禁止されているならば、「輸出のための需要」は銀地金に殺到し、その市場価格はある程度まで、銀の鑄造価格を越えて騰貴（＝紙幣減価）しうるのであろう。これは、『経済学批判』中、マルクスがロックを評価している注¹¹⁾47で触れていた事態にはかならない。

いかなる原因にせよ一時的な支払のための需要、「輸出のための需要」という為替相場の実質の変動を規定しているのと同じ原因がこの銀・紙の乖離をもたらしたといえるのであって、この場合の紙幣減価（＝銀市場価格騰貴）とは流通手段としての価値低下を示すにすぎないものであろう。

この減価が価格標準の変更にまで及ぶか否かはこの減価をもたらした原因が実質的なものであるかぎり、銀の「市場価格がたえずその鑄貨価格以上¹²⁾に騰貴する」という条件は認められないのであって、ただ「ある程度までその鑄貨価格をこえて騰貴することができる」にすぎない。したがって、この場合の流通手段と価格標準との衝突は、価格標準の変更という方向での解決の法則性をもたない、と言える。そのような方向性をもたないのであってみれ

ば、当然ながら、そこに何らかのインフレーション論の手掛りが存在しよう筈がないであろう。したがって、この命題に「注目」し、「為替インフレ論」の「手掛り」を得ようとする見解には賛同し難い¹³⁾と考える。

さて、最後に問題は、「歴史的にも……明白に成立する¹³⁾」といわれる「為替インフレの事実」についてである。教授は歴史のいかなるところに「事実」をみておられるのであろうか。教授は言う。

「為替の下落が、直接物価の騰貴につながっている……さらにいえば、為替の下落を媒介にした価格標準の実質的な切下げを通じて、直接物価騰貴につながっている……事実また、それを裏付けるかのように為替の下落は、下落はじめてわずか三ヶ月足らずの昭和七年三月七日に、すでに価格標準の実質的な切下げである金の買上価格の引上げ、すなわち、一匁金五円から七円二十五銭にいたる四五%の大幅な引上げをみている。そして、通貨の継続的な膨張はもちろんのこと、物価の継続的な騰貴も、それ以後のこととなっている。したがって、ここにおいて、為替相場¹⁴⁾の下落が、価格標準の実質的な切下げである金価格の改訂を通じて、直接物価騰貴につながっていることは、明白な事実である」と。

だがしかし、これはかなり乱暴な論理といわざるを得ない。教授の「為替インフレ論」の軸点は金の密輸出＝ヤミ価格成立（「価格標準の実質的切下げ」）、にあったのではなかったか。そうであったことは、先にみた要約から明らかである。しかるに、この「歴史的事実」をみているところでは完全に金のヤミ価格（少なくとも市場価格）が欠落しており、代わりに買上価格が引合に出されている。これはまた何故であろうか。教授の論理を忠実に追うならば、為替相場の実質的¹⁵⁾下落→金のヤミ価格成立（価格標準切下げ）→名目的物価騰貴、となるのであって、この論理の中で金の買上価格は積極的意義をもって登場してきてはいない。もし、教授の論理の中で買上価格の位置付けを与えんとするならば、すでに成立したヤミ価格に追随して引上げられた価格であること、すなわち、換言すれば、事実上の価格標準切下げを事後的に追認した金価格であることとするより他ないであろう。

このように、小野教授の論理にとって、重要な意味をもってくる筈であるヤミ価格について何ら言及されていないばかりか、その資料も存するところ

の市場価格についてさえ触れておられない。教授の「為替インフレの事実」に関する論をきけば、事実として、あたかも金価格は『貨幣法』の1匁5円のほかには昭和7年3月7日より始まる買上価格しかなかったかのように受取れるが、勿論、実際はそうではない。1匁5円7銭を維持していた市場価格があって、それは金再禁以後、5円50銭、6円、6円30銭、7年に入って1月6円34銭、2月6円43銭というふうに騰貴してゆくのである。(表12参照。本稿245頁)

教授がヤミ価格の成立をもって「価格標準の実質的切下げ」を主張されるのであるならば、7年3月の買上価格ではなく、むしろ先ず、これらの市場価格について「価格標準の実質的切下げ」をみるべきではなからうか。

したがって、物価騰貴の性格についても、昭和7年3月からでは決してなく、すでに、金再禁を行った時点から、すなわち6年12月13日から名目的だ、ということになる。教授は「物価の継続的な騰貴」すなわち「為替インフレ」を、「それ以後」すなわち3月7日の金の買上価格の引上げ以後、と歴史分析しておられるが、それは、教授自身の「為替インフレ論」の適用という視点からみても誤りではないかと思われるのである。

教授におけるこうした誤りの根因は、やはり金の市場価格に二つのものがあることへの無理解(もし、二つの市価の存在を認めておられるのであれば、それを理論的に生かしえなかった点)にあると思われる。この点については、先程のマルクスの命題の解釈を扱ったところでも明らかになったと思うが、今みてきたように、教授の事実分析の検討からも明白になったであろう。

要するに、教授の「為替インフレ論」の論理の軸点、すなわち、「金のヤミ価格成立=価格標準の実質的切下げ」というところに問題の焦点が存するのであり、この等式は必ずしも成立しないということである。けだし、それは、ヤミ価格の成立(市価の騰貴)が必ずしも価格標準切下げをもたらすという法則性をもってはいないからであり、したがって、市場価格の騰貴はその全てが価格標準切下げを意味してはいないからである。

そもそも、為替の下落が実質的な要因でもたらされた以上（これは前章の分析から明らかである）、そこに、それを反映して生ずる金の市場価格の騰貴は、これもまた同様に実質的なものであり、その内に反落の可能性を含んでいる。これが反落せず、たえず「貨幣法」に定められた金価格以上に騰貴しているためには経済外的な力をもってするより他はないであろう。7年3月の金買上価格の設定・引上げは、まさにそういうものにほかならなかったと考えられる。そして、この金買上価格の引上げは価格標準の事前的な切下げを意味していたとみるべきで、小野教授のように事実上の価格標準切下げを追認したものとみることは出来ないのである。

したがって、以上のことから教授の「為替インフレ論」の後半部分、すなわちヤミ価格成立（「価格標準の実質的切下げ」）→名目的物価騰貴、というのは何らそうなる必然性をもたぬものを無理に「理論」づけたものにほかならず、またそれは、結局、金の市場価格論における誤りの産物であったことを自ら暴露したものであるということが出来るであろう。

- 1) 小野朝雄「為替インフレーションについて」51—52頁。
- 2) 同、『外国為替』186頁。
- 3) 同上書、106頁。
- 4) 同上論文、47—48頁。
- 5) 岡橋保、『現代インフレーション論批判』日本評論社、1967年、125頁。
- 6) 真藤素一、「外国為替」『資本論講座』第五巻、青木書店、1964年、328頁。
- 7) マルクス、『経済学批判要綱』高木沢第1分冊、54頁。
- 8) 小野、前掲書、71頁。
- 9) 三宅義夫、「外国為替相場小論」『立教経済学研究』第13巻4号、142頁。
- 10) 岡橋、前掲書、169頁。
- 11) 「最後にかれ（ロック——浅田）は、正当にも、流通鑄貨の銀量減損は度外視するとしても、イギリスでは銀地金の輸出にゆるされているが、銀鑄貨の輸出は禁止されているのだから、銀地金の市場価格は、ある程度までその鑄貨価格をこえて騰貴することができることを強調した。」（マルクス、『経済学批判』岩波文庫版、95頁。）
- 12) 同上書、140頁。
- 13) 小野、前掲論文、51頁。
- 14) 同上論文、49—50頁。

Ⅳ むすびにかえて

満州事変以後の為替相場と物価に関する以上の細やかな分析と検討を通じて明らかになったことは、昭和7年3月に金の買上価格の設定・引上げをみるまでは、為替相場においても、また物価においても、その変動は実質的な要因にもとづく実質的なものであったということであり、名目的性格をその内に含んでくるのはそれ以後のことだということである。けだし、ここで重要なのはこの金買上価格の設定・引上げの意味であり、Ⅱにおける分析により明らかになったことであるが、これは決して事実上の価格標準切下げを追認したものではなく、事前的な価格標準の切下げであったということである。実質為替から名目為替への転化は、まさにこの金買上価格設定・引上げを媒介として生じたのである。

こうした検討の基礎となっている理論はそれぞれ実質と名目二つのものを認めるという為替相場論および金の市場価格論であり、価格標準視角の堅持である。「為替インフレ論」を説いた戦前・戦後の論者諸氏は、これらの基礎理論においてすでに誤謬が存していたと思われるのである。

本稿において展開してきた分析・批判は勿論、未だ不十分なものである。それはとりわけ物価についていえる。本稿では「為替インフレ論」の批判という形をとったために、物価一般に関して述べたにすぎず、たとえば、諸々の物価に関する特殊の研究は行っていないし、独占価格については全く触れていない。これらの不十分な点は残された研究課題として後に期したいと思う。

(1973年12月10日)